

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 8 年度労働保険の年度更新と算定基礎届について

今月は、令和 8 年度の年度更新、算定基礎届についてご案内いたします。

■ 年度更新

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付（徴収法第 15 条）いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算（徴収法第 19 条）を行うという方法をとります。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

令和 8 年度の労働保険の年度更新期間は以下の通りとなります。

【申請期間】

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 7 月 10 日（金）

■ 算定基礎届

健康保険・厚生年金保険の被保険者および 70 歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は、7 月 1 日現在で使用している全被保険者の 3 カ月間（4 月、5 月、6 月）の報酬月額を算定基礎届により届出し、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき、毎年 1 回標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用されます。

令和 8 年度の算定基礎の申請期間については以下の通りとなります。

【申請期間】

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 10 日（金）

労働保険年度更新申告書や算定基礎届の様式は既に送付されておりますので、同封のガイドブックや以下の URL から記入方法や説明動画をご確認いただき、円滑な申告・届出にお役立てください。

厚生労働省 「労働保険年度更新に係るお知らせ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

日本年金機構 「【事業主の皆さまへ】令和 8 年度の算定基礎届のご提出について」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html>

◆7 月の労務スケジュール

～7/10 労働保険の年度更新手続き

算定基礎届手続き

～7/31 6 月分社会保険料納付

～7/10 6 月分源泉徴収税額住民税額の納付

◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、**8/13（木）、8/14（金）**は、弊所の夏季休業日とさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。